

委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン

(別冊)

委託研究開発におけるデータマネジメント
に関する運用ガイドライン

平成29年12月

(最終改訂令和5年11月)

経済産業省

(改訂履歴)

- ・令和 5 年 4 月改訂 「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」と併せて、「別添 3. プロジェクト参加者間でのデータ合意書の作成例及び解説」を「別紙 知財及びデータ合意書の作成例及び解説」とする改訂

- ・令和 5 年 1 1 月改訂 内閣府の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 2 7 日）に基づき、プロジェクト参加者がメタデータ項目を内閣府が示すメタデータ共通項目を踏まえて決定すること、研究データの管理・利活用に関する取組状況を評価体系に導入すること、及び、国又はプロジェクト参加者が研究データの管理・利活用に関する取組状況を e-Rad へ登録することを明確化

目 次

はじめに.....	1
1. 基本的な考え方.....	3
1－1 研究開発成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化する観点...	3
1－2 プロジェクトごとに適切なデータマネジメントを行う観点.....	4
2. データマネジメントの内容.....	5
2－1 業務フロー.....	5
2－1－1 研究開発プロジェクト参加者採択前まで.....	6
2－1－2 研究開発プロジェクト開始まで.....	6
2－1－3 研究開発プロジェクト期間中.....	7
2－1－4 研究開発プロジェクト終了後.....	8
2－2 委託者指定データのマネジメント.....	8
2－2－1 プロジェクト公募前に検討しておくべき事項.....	8
2－2－2 委託者と受託者とで取り決めておくべき事項.....	10
2－2－3 プロジェクト参加者間で事前に取り決めておくべき事項...	11
2－2－4 プロジェクト期間中又は終了後に検討すべき事項.....	12
2－3 自主管理データのマネジメント.....	12
2－3－1 プロジェクト公募前に検討しておくべき事項.....	12
2－3－2 委託者と受託者とで取り決めておくべき事項.....	12
2－3－3 プロジェクト参加者間で事前に取り決めておくべき事項...	13

別添 1. データマネジメントに係る基本的な方針（データ方針）の作成例

別添 2. データマネジメント企画書及びデータマネジメントプランの作成例

別添 3. 委託契約書の作成例

別紙. [「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」](#)

はじめに

○ 別冊策定の背景及びその位置づけ

経済産業省は、平成 27 年 5 月に、国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、国の委託研究開発プロジェクトの担当者が知的財産マネジメントを行うに当たり考慮すべきと考えられる事項を取りまとめ、委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（以下「知的財産マネジメントガイドライン」という。）を策定し、同年 7 月よりその運用を開始した。これにより、研究開発の成果に係る知的財産に対して、より適切なマネジメントを遂行できる環境が整えられた。

他方、データは一般に知的財産権の対象として扱われていないことから、知的財産マネジメントガイドラインの適用を受けておらず、国の委託研究開発による研究開発データについては、その取扱いについて特に定められていなかった。このため、これまでプロジェクト参加者の判断によりその管理がゆだねられていたが、国の委託研究開発により生じたデータについては知的財産権と同様に委託者のマネジメント対象とすることが望ましい。

このような中、現在、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）などのデジタル・ネットワーク分野での急激な技術革新を推進力とする第 4 次産業革命が進展しつつあり、研究開発データの利活用を通じた新たなビジネスの創出や競争力の強化が期待されていることから研究開発データを自己で利活用することのみならず、他者と共有し、共同で利活用し合うことが重要となっている。

また、国の委託研究開発の成果をさらに高めるためには、研究開発データについてもプロジェクト参加者間でその取扱いについて協議を行い、プロジェクト参加者間でのデータの共有化や事前の合意を図ることが望まれる。なお、研究開発データに係る不正防止の観点からも、プロジェクトで取得あるいは収集されるデータのうちプロジェクト参加者自身が管理するデータについて、委託者が把握しておくことも必要である。

したがって、国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけるとともに、産業競争力の強化やオープンイノベーション推進の観点からも知的財産のマネジメントのみならず、研究開発データのマネジメントに関する観点を追加することが急務である。

以上の背景から、国の委託研究開発プロジェクトの担当者が研究開発データのマネジメントを行うに当たり考慮すべきと考えられる事項を取りまとめ、これらの観点を知的財産マネジメントガイドライン別冊として策定することとした。

○適用対象事業

本データマネジメントは、経済産業省の予算により、経済産業省又は経済産業省所管の独立行政法人が委託する技術に関する研究開発を適用対象とし、原則、平成30年4月1日以降に新規に公募を開始する全てのプロジェクトを適用対象とする。

ただし、平成30年4月1日以前に公募を開始するものに本データマネジメントを適用することを妨げないものとする。

なお、内閣府の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」については、競争的研究費制度全てに適用されるため、1-2(4)のデータマネジメントプランの策定、2-2-2(2)のメタデータの報告、2-1の研究データの管理・利活用に関する取組状況の評価体系への導入、及び、2-2-2(1)の管理対象データの公開件数、共有件数、非共有・非公開件数、期限付き公開予定件数のe-Radへの登録については、補助事業においても実施する必要があることに留意すること。

○適用対象データ

(1) 適用対象事業における研究開発で取得又は収集した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を対象とする。

(2) 適用対象データとしては、例えば、開発する技術や製品の性能等を示すための計測データ、センサ等から取得した計測・収集データ、材料物性データ、製造条件データ、材料構造データ、機械学習やシミュレーション・プログラムにインプットするデータ、学習用データ(データの集合体)、学習済みモデルなどの様々なデータを対象とする。

1. 基本的な考え方

1-1 研究開発成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化する観点

(1) 研究開発成果の事業化の重要性

国の研究開発プロジェクトで取得又は収集したデータ（以下「研究開発データ」という。）のマネジメントに際しては、研究開発に関わる者は研究開発成果を最大限事業化に結び付けることを念頭に置いて運用を行うことが重要である。

(2) 研究開発データの効果的な利活用

研究開発データは、研究開発のプロジェクト参加者の事業化の競争力の強化のためにプロジェクト参加者自らで最大限有効に利活用することが重要である。また、プロジェクト参加者間で研究開発データの取扱いについて事前に検討を行うことも、プロジェクトを効果的かつ円滑に進めるためにも重要である。さらに、研究開発データの性質や事業化の形態によっては、それ以外の者が事業を行うために利活用できるようにすることが適切な場合もある。特に、IoT、AIなどの技術の進展とともに、研究開発データの効果的な利活用促進が、我が国の持続的な経済成長等をもたらす重要な鍵であることを鑑み、オープンイノベーションによる価値創造に適したデータ戦略を意識することが重要である。このため、当該研究開発データを秘匿しプロジェクト参加者自ら利活用することでプロジェクト参加者の競争優位を保ち、これが研究開発成果の最大限事業化に資すると見込まれるような場合を除き、他のプロジェクト参加者又はプロジェクト参加者以外の者に対しても研究開発データを提供し、いかにその利活用を促進していくかを考えることも重要である¹。

(3) プロジェクト参加者が研究開発に取り組むインセンティブの確保

優れた研究開発成果を持続的に創出していく観点からは、プロジェクト参加者が研究開発に取り組むインセンティブを損なわないよう配慮することが必要である。

¹ 研究開発データの利活用を促進することを検討する一方、研究開発データが意図せず流出することを防止するために、研究開発の従事者やプロジェクトに係る秘密情報を知り得る立場にある者に対して守秘義務を課すことが必要であり、また、研究開発の成果を第三者に対して開示するに当たっては、委託者や知財運営委員会等の許可を必要とすべきである。必要に応じて、知財マネジメントガイドラインの2-2-4（1）参照。なお、研究開発データが意図せず流出することを防止する観点では、その適切な管理（守り方）の例として、経済産業省製造産業局『製造産業における重要技術の情報の適切な管理に関する基準となる考え方の指針（ガイドライン）』があり、必要に応じて、そのガイドラインを活用する。

1-2 プロジェクトごとに適切なデータマネジメントを行う観点

(1) 研究開発プロジェクトごとのデータマネジメントの最適化

研究開発プロジェクトは、それぞれ目的や態様が異なるため、データマネジメントも一様ではない。研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結び付けていくためには、各プロジェクトに対応した適切なデータマネジメントを行っていくことが必要である。

(2) 研究開発データの分類化

研究開発データはその性質により、その取得又は収集目的や利活用すべき者が異なる。したがって、研究開発データを、委託者が管理すべき研究開発データであり、委託者に提供される研究開発データとして指定された研究開発データ（以下「委託者指定データ」という。）、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データ（以下「自主管理データ」という。）、委託者指定データ又は自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データ（以下「非管理データ」という。）の3つの研究開発データに分類してそれぞれのマネジメントを検討する必要がある。

(3) オープン&クローズ戦略への留意

想定されるビジネスの態様等を踏まえ、研究開発データをオープン（公開や他者への利用許諾契約を通じたデータ利活用）にする領域及びクローズ（秘匿データの自らによる利活用）にする領域を適切に使い分けることに留意する必要がある。

(4) 研究開発データの取扱いに関する合意書及びデータマネジメントプランの策定

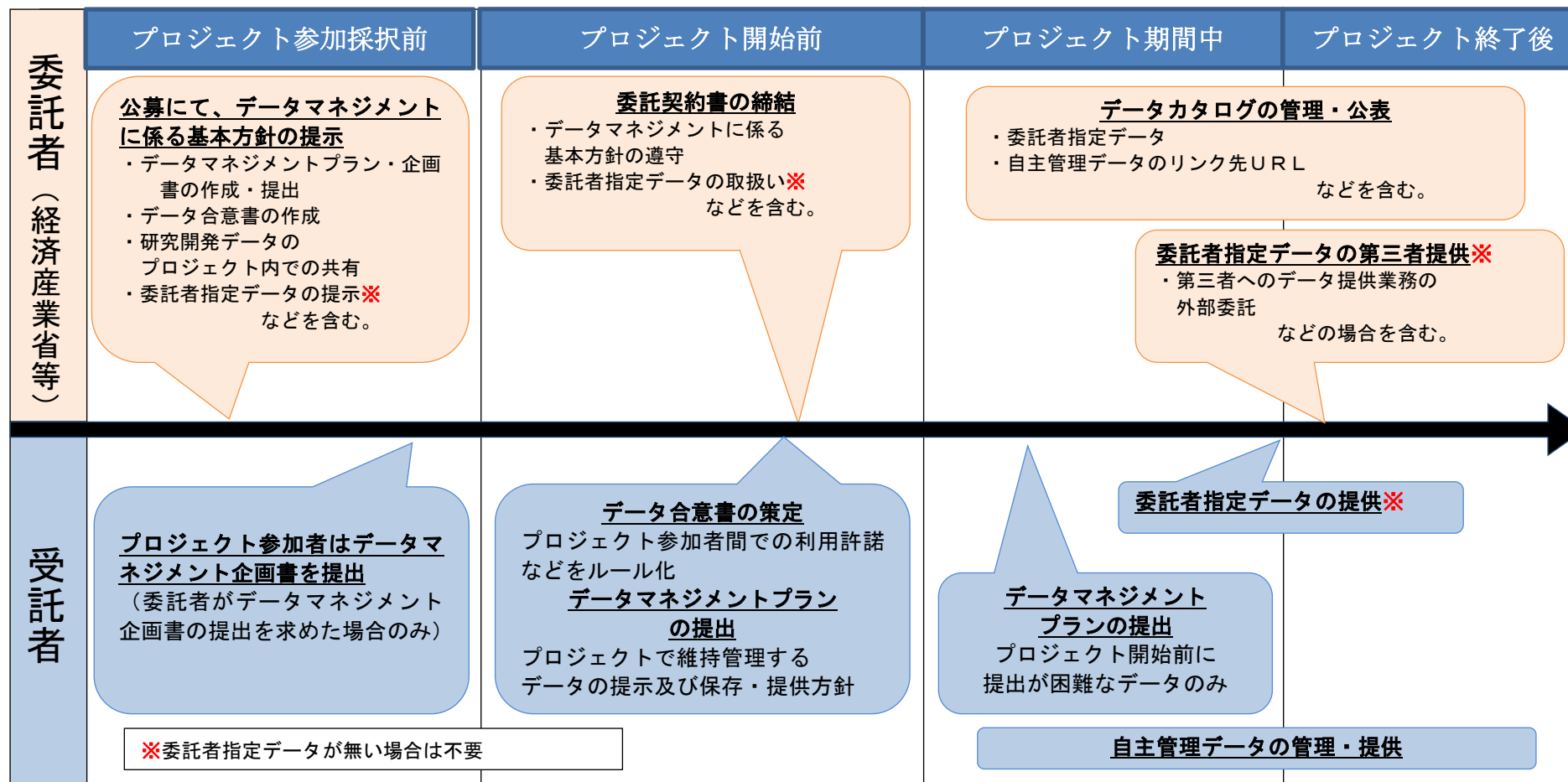
将来の事業化及び研究開発データの効果的な利活用促進を念頭に置き、特段の事情がない限り、プロジェクトの開始前までに、プロジェクト参加者間で研究開発データの取扱いに係るルールを明確化し、研究開発データの取扱いに関する合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランを策定する必要がある。

(5) データマネジメントの体制の整備

研究開発の成果を事業化に結び付けるとともに、研究開発データの効果的な利活用促進のためには、プロジェクト参加者間で合意した研究開発データの取扱いに係るルール及びデータマネジメントプランを適切に運用する体制を整備することが必要である。

2. データマネジメントの内容

2-1 データマネジメントの全体フロー



※ 内閣府の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日)を踏まえ、研究者が管理対象データの公開・共有を効果的かつ適切に実施することを推進するためにも、資金配分機関は、それぞれの事業の特性等に基づき、研究者、プロジェクト、プログラム等の事前、中間又は事後の評価等において、論文や学会発表等の従来の評価基準に加えて、研究データの管理・利活用に関する取組状況を評価体系に導入すること。この際、単純に、公開や共有の多寡を評価するのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて適切に研究データの管理・利活用を行ったか、そのマネジメントについて評価する必要があることに留意すること。

2-1-1 研究開発プロジェクト参加者採択前

(1) データ方針の作成

研究開発の委託者は、原則として、研究開発プロジェクトの公募段階において、当該プロジェクトのデータマネジメントに係る基本的な方針（以下「データ方針」という。）を提示する。このデータ方針において、委託者指定データがあればこの内容を指定する。

データ方針の作成に際しては、後記2-2、2-3及び別添1「委託者が提示するデータマネジメントに係る基本的な方針（データ方針）の作成例」を参考にする。

(2) データマネジメント企画書の作成

研究開発の委託者はプロジェクト申請者に対し、データ方針で提示した研究開発データの管理に関する提案事項を記載した企画書（以下「データマネジメント企画書」という。）を申請時に提出することを求めることができる。この内容が、自らの事業化の競争力を保持しつつも、研究開発データの効果的な利活用についても考慮されたものであるか、採択の判断に際し十分参酌するものとする。なお、申請者は、委託者指定データの指定の方法について、より適切な方法を提案するなど、意見を述べることができる。

データマネジメント企画書の作成に際しては、後記別添2「データマネジメント企画書及びデータマネジメントプランの作成例」を参考にする。

2-1-2 研究開発プロジェクト開始前まで

プロジェクト参加者は、データ方針において提示した事項のうち、プロジェクト参加者間での権利・義務等に関する事項については、プロジェクト参加者間での研究開発データの取扱いをデータ合意書において定め、その後、データ方針に記載された観点に基づき、研究開発データの管理に関する計画を記載したデータマネジメントプランを特段の事情がない限り研究開発プロジェクト開始前までに、委託者へ提出する²。また、研究開発の委託者と受託者との間での権利・義務に関する事項については委託契約書において定める。

(1) データ合意書の作成

採択後、研究開発の委託者は、データ方針に従い必要な範囲で、プロジェクト参加者に対して、研究開発データの取扱いについてプロジェクト参加者間で合意させるものとする。

また、合意された内容について、データ方針に沿ったものであるかを確認し、当該方針に沿ったものでない場合、当該合意の内容を修正させるものとする。

データ合意書の作成に際しては、別紙「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」を参考にする。

² 例えば、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、データの取得又は収集の想定ができた時点で、データマネジメントプランの委託者への提出を行うこととする。

（２）データマネジメントプランの作成

プロジェクト参加者は、研究開発成果の事業化はもとより、我が国の産業競争力強化やオープンイノベーション推進等の観点から、プロジェクト参加者間で研究開発データの取扱いに関する協議を行った上で、①委託者指定データ、②プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データの内容について、データマネジメントプランを、③プロジェクト参加者間のみで共有・利活用可能な自主管理データ、④他のプロジェクト参加者やプロジェクト参加者以外と共有・利活用しない自主管理データの内容について、データマネジメントプランあるいは委託者が別途定める簡略化³した様式により、委託者へ提出する。

ただし、プロジェクト参加者が当該プロジェクトの実施とは関係なく取得又は収集したデータについてはデータマネジメントプランの作成は求めない。なお、２－１－１（２）において、申請者から述べられた意見が採用された場合は、その点を反映させる。

委託者はプロジェクト参加者から提出された全てのデータマネジメントプランからプロジェクト全体のデータマネジメントを把握した上で⁴、提出されたデータマネジメントプランに記載された事項について、公募時に提示したデータ方針に記載された観点が十分に検討されており、それが研究開発データの効果的な利活用のために妥当な内容であるかを確認し、当該内容が妥当でない場合、当該内容を修正させるものとする。

また、可能な限りプロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定して選定しておくことが重要であるが、プロジェクト開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集されることがあり得る。その場合、必要に応じて、研究開発プロジェクト期間中であってもデータマネジメントプランを提出・修正させることとする。

データマネジメントプランの作成に際しては、後記別添２．を参考にする。

（３）委託契約書の締結

研究開発の委託者は受託者とデータマネジメントに係る基本方針（データ方針）を遵守する旨を、委託契約書において締結する。

２－１－３ 研究開発プロジェクト期間中

研究開発の委託者は、データマネジメントの体制（後記２－２－３（１）、２－３－３（１）参照。）に構成員又はオブザーバとして参加する等により、同委員会の開催状況を把握し、データ方針及びデータマネジメントプランに沿ってデータマネジメントが行われていることを確認する。プロジェクト参加者のマネジメントがデータ方針及びデータマネジメントプランに沿っていないければ、委託者は適宜必要な対応を行う。また、第三者に提供しよう

³ 簡略化した様式においても、研究開発データの名称、研究開発データの管理者、研究開発データの説明、及び秘匿する理由については記載する。

⁴ 複数のプロジェクト参加者が採択された場合、プロジェクト参加者から提出されたそれぞれのデータマネジメントプランからプロジェクト全体のデータマネジメントを把握する必要がある。

とする自主管理データについては、委託者は、プロジェクト参加者からメタデータ⁵の作成・更新の報告を受け、当該メタデータをカタログ化したデータカタログを作成し、この管理・公表を行う。

2-1-4 研究開発プロジェクト終了後

研究開発の委託者は委託者指定データ及びデータカタログに掲載するメタデータ等の提供をプロジェクト参加者より受けた後、公開や他者への利用許諾のために必要な措置を行う。また、データカタログの管理・公表を引き続き行う。

2-2 委託者指定データのマネジメント

2-2-1 プロジェクト公募前に検討しておくべき事項

(1) 委託者指定データの特定

研究開発において、その技術的内容を鑑み、いかなる研究開発データが必要で、いかなる研究開発データが取得又は収集され得るか十分に検討する。これらの研究開発データのうち、公共性が高く、広範な利活用等を目的として委託者が管理する必要がある研究開発データがあれば、その取得又は収集をプロジェクトの目的として位置づけ、データ方針において、委託者指定データとしてその内容を指定し、その想定利活用用途を示す。なお委託者指定データを特定する際に考慮すべき事項として、少なくとも以下の観点を検討する。

<観点1>委託者が研究開発データを管理することの有益性

研究開発データを広範に利活用させること等により、我が国にいかなる有益性を確保できるのか想定する。例えば以下のような形態が考えられる。

- ・協調領域の研究開発データを広く一般に利活用させることで、知的基盤の確立を行う。
- ・研究開発データを公表することで、当該研究開発データに係る我が国独自の開発技術や製品の信頼性を高め、我が国独自の技術の普及拡大を図る。
- ・様々な分野での利活用が期待できる汎用性の高い研究開発データを取得又は収集して、当該研究開発データの産業上有効な利活用を促すことで、我が国の国富の増大を期待する。
- ・我が国の各業界の必要とする標準化のために必要な研究開発データを取得又は収集し、標準化関連機関に提供することで、産業競争力強化を図る。

⁵ 提供されるデータ自体がどのようなデータであるかを示す索引情報のこと。例：日付等

- ・革新的技術に係る研究開発データについては、現状利活用の形態が想定できない場合でも利活用させることで、イノベーション創出の潜在的な可能性に期待する。
- ・研究開発データを他者に利用許諾することの条件として、当該他者が管理する他の研究開発データの利用許諾を当該他者に求め、我が国が利活用できるデータ量の拡大を図る。

＜観点 2＞プロジェクト終了後の研究開発データの更新可能性・有益性

プロジェクト終了後、研究開発データの更新可能性を考慮する。プロジェクト期間中は研究開発データの取得又は収集が行われるものの、プロジェクト終了後は、更新が行われない可能性も考えられる。一般に研究開発データには、時間が経っても価値が変わらないものもあれば、時々刻々その価値が減少するものもあり、仮にプロジェクト終了後に研究開発データの更新がなされない場合においても、当該研究開発データの有益性が維持できるか、その研究開発データの性質を鑑み、見極めることが重要である。

なお、競争性の高い研究開発データ、プロジェクト参加者が当該プロジェクトの実施とは関係なく取得又は収集した研究開発データ、プロジェクトの実施のために外部から収集する研究開発データは、広範な利活用に適していないか、又は、一般に何らかの利用制限がかけられているため、原則委託者指定データとして特定しないこととする。

（２）研究開発データの広範な利活用

国費を投じて実施した研究開発により取得又は収集を委託した研究開発データであることに鑑み、広く一般に利活用させることを原則とする。ただし、安全保障上の理由その他の委託者が特に必要と認める理由がある場合はこの限りでない。

また、プロジェクト参加者のインセンティブへの影響や、プロジェクト参加者が当該研究開発データに関連した発明について特許出願や論文公表を行いたい場合における、当該研究開発データを他者に提供することによる、権利化や論文審査への悪影響等を考慮して、所定の秘匿期間を設定すべきか検討する。

（３）研究開発データの形式の検討⁶

一般に研究開発データを有効に利活用するためには所定の加工を行い所定の形式に整えることが必要である。

⁶ 必要に応じて、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議『二次利用の促進ため府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）』（平成 25 年 6 月）参照。

例えば、加工には、他者が当該研究開発データの性質を認識するためのメタデータの付与や構造化、また、当該研究開発データの解析処理、他者が解析等をしやすくするためのフォーマット変換等が考えられる。また、個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する⁷。

研究開発データは一般に解析や構造化の程度が軽いほど汎用的であると考えられる。他方、所定の解析や構造化が施された研究開発データについては、汎用性は減少するものの、用途によってはその有益性が高まる場合も考えられる。したがって、研究開発データを利活用させる際、どの程度の解析や構造化を施すことが利用者にとって望ましいのか、十分に検討する必要がある。

以上の点と、加工負担を考慮して、最適な加工を想定し、最適なデータ形式を検討する。また、必要に応じて、プロジェクトにおいて加工の最適化に関する課題設定を行う。

（４）研究開発データ保存・提供手段の確保

プロジェクト終了後に研究開発データを保存・提供する手段を検討する。具体的には、リポジトリ⁸、提供システムの確保及びそのメンテナンス、また、継続して研究開発データを提供する役務を遂行するための人的資源が必要であることから、特に研究開発データの容量が大きい場合、委託者による当該保存・提供手段を確保する⁹。

２－２－２ 委託者と受託者として取り決めておくべき事項

（１）研究開発データの提供等

研究開発データの委託者への提供を受託者に約させる。さらに当該研究開発データについて、受託者に対し、委託者における研究開発データの自由な利活用の確保を約させる。また、当該研究開発データが創作性を有するデータベースである場合など、当該データベースに係る著作権（著作権法第 12 条の 2）を委託者が譲り受けること、また、受託者は当該データベースに係る著作者人格権は行使しないこと等を約させることを原則とする。

⁷ 個人情報の適切な取扱いについては、個人情報保護委員会『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン』（平成 29 年 3 月）、匿名加工情報の作成方法については、必要に応じて、経済産業省『匿名加工情報作成マニュアル』（平成 28 年 8 月）参照。

⁸ 生産されたデータ等の電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム

⁹ 委託者自身が保存・提供を行うほか、例えば、委託者指定データと類似の研究開発データを既に管理・提供している者又は当該研究開発データに対し有用な加工を施す能力を有する者がいれば、当該者に管理・提供を委託等することが考えられる。

また、委託者指定データであっても、研究開発データの利活用を促進するため、受託者が自ら利活用又は第三者提供できることを原則とする。

また、内閣府の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日）に基づき、管理対象データの公開件数、共有件数、非共有・非公開件数、期限付き公開予定件数について、e-Rad の改修状況に応じて e-Rad に登録すること。

なお、必要に応じて当該研究開発データに関する秘密の保持も約させる必要があることに留意する。

（２）データカタログに掲載するメタデータの報告

公開又は利用許諾を促進するため、見える化の方策として、委託者が作成したデータカタログに掲載するためのメタデータをプロジェクト参加者が作成するとともにプロジェクト参加者は委託者にこれを報告する。

また、データカタログに掲載するメタデータを作成する場合に、いかなる項目を記載する必要があるかを検討する。検討にあたっては、内閣府の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日）で示されるメタデータ共通項目を踏まえて行うこととし、メタデータ共通項目（うち必須項目）は必ず含めること。また、データマネジメントプランとメタデータを連動させるよう努めること。

（３）データ方針の遵守

受託者に対し、データ方針で委託者が提示した事項を遵守することを約させる必要がある。

（４）プロジェクト期間中に委託者指定データの内容を変更する場合の対応

2-2-1（１）の検討において、研究開発プロジェクトにおいて可能な限りあらかじめ取得又は収集される研究開発データを想定し特定しておくことは重要であるものの、例えば、プロジェクト期間中想定し得ない知見が得られた場合には、これを確認等するための測定等が必要となり、ここから当初は想定し得ない研究開発データが取得又は収集される可能性がある。また、当初は非管理データと位置づけていた研究開発データでも、プロジェクト期間中に当初想定し得なかった有益性を見いだされる場合もある。このような研究開発データの中には委託者が管理するに資する研究開発データも含まれることも考えられるため、この場合においては、当該研究開発データが取得又は収集された時点で、受託者との合意を得た上で委託契約上必要な手続きを経て委託者指定データの範囲を変更することを検討する。

2-2-3 プロジェクト参加者間で事前に取り決めておくべき事項

(1) データマネジメント体制の整備

研究開発プロジェクトにおいては、研究開発データのマネジメントを適切に行うための体制をプロジェクトごとに整備することが必要である。

具体的には、研究開発の委託者は、プロジェクトごとに、利用許諾の調整等を行うために、例えば検討委員会を設置するか、又は知財運営委員会等他の管理委員会にデータマネジメント機能を付与する。構成員としては原則委託者自身が参画する他、適宜データマネジメントの見識を有する者等が参画するものとする。

(2) プロジェクト参加者間の利用許諾条件

重複実験を削減する観点から、プロジェクト参加者間で互いに取得又は収集した研究開発データを共有・利活用することを原則とする。

2-2-4 プロジェクト期間中又は終了後に検討すべき事項

(1) 研究開発データの見える化

研究開発データの公開又は利用許諾を促進するためには、まずはその見える化が不可欠である。具体的には、委託者は、プロジェクト参加者が報告したメタデータを掲載するデータカタログを作成した上で、ウェブサイト等で公開にしておく必要がある¹⁰。

(2) 研究開発データの保存・提供の終了

研究開発データの保存・提供負担に鑑み、時間の経過によって利用価値の減少した研究開発データについては、保存・提供を終了し、廃棄する時期を決定することも検討する必要がある。

2-3 自主管理データのマネジメント

2-3-1 プロジェクト公募前に検討しておくべき事項

研究開発で取得又は収集される研究開発データの中には、委託者指定データ以外であっても、プロジェクト参加者が自主的に管理することで、産業競争力の確保のためプロジェクト参加者自らで利活用することや、他者に提供することで、有用に利活用

¹⁰ 例えば、ウェブサイトとして委託者のウェブサイトのみならず、類似の技術に関するデータ群を集約した、他者が管理するポータルサイトに掲載することも一案である。

できるものが含まれると考えられる。これらについては、自主管理データとして、プロジェクト参加者自身が管理するものとする。

したがって、委託者は、研究開発において、その技術的内容をかんがみ、研究開発のためにいかなる研究開発データが必要で、いかなる研究開発データが取得又は収集され得るかあらかじめ十分に検討し、データ方針に記載すべき事項を決定する。

2-3-2 委託者と受託者として取り決めておくべき事項

(1) データカタログに掲載するメタデータの報告

自主管理データのうち第三者に提供しようとするものについては、2-2-2(2)同様、見える化の方策として、委託者が作成したデータカタログに掲載するためのメタデータを、受託者が作成するとともに受託者は委託者にこれを報告する。

メタデータに記載する項目として、2-2-2(2)同様の項目が考えられる。ただし、提供する第三者を制限する研究開発データについては、当該記載によりデータを管理するプロジェクト参加者自身の事業活動に支障が及ばないように配慮する必要がある。

(2) 研究開発データ方針の遵守

受託者に対し、データ方針で委託者が提示した事項を遵守することを約させる必要がある。

2-3-3 プロジェクト参加者間で事前に取り決めておくべき事項

(1) データマネジメント体制の整備

2-2-3(1)での検討と同様、研究開発データのマネジメントを適切に行うための体制をプロジェクトごとに整備することが必要である。具体的には、プロジェクトごとに、自主管理データの特定、自主管理データの形式の共通化、自主管理データのオープン&クローズ戦略の方針決定、利用許諾の調整又はデータカタログの管理等を行うために、研究開発の委託者は、例えば検討委員会を設置するか、又は知財運営委員会等にデータマネジメント機能を付与する。この場合、委託者は構成員ではなく、オブザーバとして参画することが考えられる。

(2) 自主管理データ及びその形式の共有化

各プロジェクトにおいては様々な研究テーマから種々の研究開発データが取得又は収集されることから、研究開発内容、その後の事業化の方向性及びプロジェクト内外での効果的なデータ利活用法を想定した上で、プロジェクト参加者自ら利活用する可能性又は他者に提供する可能性がある研究開発データについては、当該プロジェク

トにおける自主管理データとして、プロジェクトのできるだけ初期に特定し、また、必要に応じて利活用用途に則した共通形式に加工することを検討する。

また、個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する¹¹。

なお、自主管理データを管理するにあたり、不正競争防止法における保護をうけるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」又は「限定提供データ」として管理されていることが必要である点に留意されたい^{12・13}。

（３）自主管理データを特定する際の留意事項

研究開発プロジェクトで取得又は収集される研究開発データの利活用を可能な限り促進することが重要であることは言うまでもないが、他方、各プロジェクトにおいては様々な性質の研究開発データが多量に取得又は収集されるため、全ての研究開発データを管理しようとするればプロジェクト参加者にとっては過度な管理負担となり得る。したがって、プロジェクトの初期にあらかじめ真に利活用が期待し得る研究開発データを検討した上で、その加工等負担も考慮し、自主管理データの内容及び形式を特定することが必要である。自主管理データを特定する際に考慮すべき事項として、少なくとも以下の観点は考慮されるべきと考えられる。

＜観点１＞プロジェクト参加者が研究開発データを管理することの有益性

研究開発データを利活用又は他者に提供することにより、いかなる有益性を確保できるのか想定する。例えば以下のような形態が考えられる。

- ・プロジェクト参加者間で互いに実験データ等を共有・利活用することで重複実験を削減することができる¹⁴。
- ・研究開発データを他者に提供することで対価を得る。
- ・研究開発データを他者に提供した上で、他者が当該研究開発データを用いて生み出した研究開発成果に係る知見や収益についてフィードバックを求める。
- ・研究開発データを他者に提供することで、当該研究開発データに係る開発技術や製品の信頼性を高め、当該他者への技術移転や当該他者との共同研究等により、技術の普及拡大を図る。

¹¹ 必要に応じて、個人情報の適切な取扱いについては、個人情報保護委員会『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン』（平成 29 年 3 月）、匿名加工情報の作成方法については、必要に応じて、経済産業省『匿名加工情報作成マニュアル』（平成 28 年 8 月）参照。

¹² 『営業秘密管理指針（平成 31 年 1 月 23 日最終改訂版）』（経済産業省）参照

¹³ 『限定提供データに関する指針（平成 31 年 1 月 23 日）』（経済産業省）参照

¹⁴ 実験データのうち、失敗実験の研究開発データは重複実験の削減に寄与し、データ駆動型研究開発において機械学習等に有益に利活用されるものの、プロジェクト参加者の競争力にも影響を与え得るものであるため、その取扱いは十分に検討することが重要である。

- ・研究開発データを他者に利用許諾することの条件として、当該他者に対し、当該他者が保有する研究開発データの利用許諾を求め、自らで利活用できる研究開発データの更なる拡大を図る。
- ・プロジェクト参加者の競争優位を保つため、研究開発データを秘匿し、自らのみで利活用すること。
- ・2-2-1 (1) <観点1>で示した我が国としての有益性もできる限り考慮する。
- ・2-2-1 (1) <観点2>での検討と同様、プロジェクト終了後の研究開発データの更新可能性・有益性も考慮する。

＜観点2＞加工及び保存・提供負担

研究開発データを有効に利活用するための加工負担や研究開発データを保存・提供する方法を確保する負担が上述の有益性を上回るか検討する¹⁵。

（4）オープン&クローズ戦略への留意

想定されるビジネスの態様等を踏まえ、研究開発で取得又は収集される研究開発データをオープン（公開や他者への利用許諾契約を通じたデータ利活用）にする領域及びクローズ（秘匿データの自らによる利活用）にする領域を適切に使い分けることに留意する必要がある。

競争力の源泉となっている研究開発データを利活用させれば、場合によっては競争力の低下にもつながり事業化に支障が及ぶおそれがあるが、研究開発データが他者に渡ってしまうことを必要以上に恐れるのではなく、協調領域と競争領域を整理して、協調領域に近い研究開発データは特に共有・利活用を進めていくことが重要である。

研究開発データの提供及び利活用の形態として、①広範な提供・利活用、②プロジェクト参加者以外の第三者へも提供・利活用、③プロジェクト参加者間のみで共有・利活用、④自者のみで利活用、といった形態を考慮する。

また、①-③の形態を採用する場合には、プロジェクト参加者が当該研究開発データに関連した発明について特許出願や論文公表を行いたい場合は、当該研究開発データを他者に提供することにより、権利化や論文審査への悪影響のないように、適切な秘匿期間を設定すべきである。

また、②-④の形態を採用する際であっても、所定の期間を経過後、①の形態が採用できないか検討する。また、オープンサイエンス¹⁶の観点によれば、国費を投じて実施した研究開発に係る論文のエビデンスデータについては、原則①の形態に相当する公開が求められる。これに伴う負担等（例えば、リポジトリが求める要件への対応、

¹⁵ 例えば、研究開発データを保存するリポジトリの管理主体としては、自組織の他、継続的な利活用が見込める公的機関、技術研究組合又は技術研究組合から組織変更した会社等が考えられる。

¹⁶ 必要に応じて、国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会『我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について』（平成27年3月）参照。

法令遵守のための加工等）を考慮して可能な範囲で対応することを検討する。当然のことながら、プロジェクト参加者で共同実験を行う際には、得られた研究開発データの利活用及び提供の形態に関しては、互いの意識を共有しておく必要がある。

データマネジメントを行う際は、上記オープン＆クローズ戦略を十分に考慮する必要があり、データマネジメントの内容について、外部有識者などから意見を聞くことが望ましい¹⁷。

（５）プロジェクト参加者間での利用許諾

プロジェクト期間中又は事業化を行う際に必要となる自主管理データを、プロジェクト参加者が効率的に活用できるよう、各プロジェクト参加者が保有する自主管理データについて、同一プロジェクト内のプロジェクト参加者間であらかじめルールを定めておくことが重要である。

この場合において、自主管理データを無償又は合理的な利用料で利用できるようにしておくことが望ましい。

ただし、当該自主管理データの保有者自身による事業活動に支障が及ばないように配慮する必要がある。

また、プロジェクトの実施のためにプロジェクト参加者が持ち込む研究開発データについても、他者に利用許諾することによって研究開発が促進されることが考えられるから、あらかじめその取扱いを合意しておくことが望ましい。ただし、当該研究開発データは、プロジェクト参加者が当該プロジェクトの実施とは関係なく取得又は収集した研究開発データであることから、必要以上に義務を課すことは避けるべきである。

（６）サブライセンス権付き利用許諾

自主管理データについて、第三者に対して広く利用許諾することが、プロジェクトの方針として参加者間で合意が得られている場合、研究開発の委託者は、必要に応じて、プロジェクト参加者に対して、サブライセンス権付き利用許諾¹⁸を委託者等に行わせることを検討する。

（７）プロジェクトの実施のために外部から収集する研究開発データの取扱い

プロジェクトの実施のために外部から収集する研究開発データについては、そこに付された利用条件によっては、当該研究開発データを用いて新たに別の研究開発データが得られても、当該別の研究開発データに利活用の制限に係る可能性があることに留意する。したがって、当該新たに得られた研究開発データの利活用が可能となるように、場合によってはデータ提供元と交渉することも検討する必要がある。

¹⁷ 研究委託先に設置する外部有識者などで構成する研究開発事業推進委員会などにおいて、データマネジメントの内容を検討することが望ましい。

¹⁸ 研究開発データの保有者から利用許諾された者が、さらに第三者に利用許諾することをいう。

プロジェクトの実施のために外部から収集する研究開発データは、自らが利活用するため、又は、他者に提供するために、利用条件の制限や、法令遵守のために必要な加工等の有無をよく確認するとともに、免責事由等の内容を十分に検討する必要がある。

（８）プロジェクト参加者以外への利用許諾条件の想定

研究開発データをプロジェクト参加者以外へ円滑に提供するため、利用許諾条件をあらかじめ想定し、プロジェクト期間中にいかなる対応をしておく必要があるか検討する。

研究開発データの利用許諾条件として、無償とするか有償とするかの観点が挙げられる。また、同一プロジェクト参加者に対する条件や、場合によっては国費を投じて実施した他の国のプロジェクト参加者に対する条件が、その他の者に対する条件よりも不利なものにならないよう、あらかじめプロジェクト参加者間で定めておくことが重要である。

さらに、プロジェクトで得られた研究開発データが、ソフトウェアや他の研究開発データとセットで利用許諾される可能性を想定し、それを実現するための技術的課題をあらかじめ把握するとともに、あらかじめその利用許諾条件を合意しておくことが好ましい。

または、プロジェクト参加者が知的財産権の実施許諾をする際に、得られた研究開発データとセットで利用許諾することで、知的財産権の許諾条件が有利なものとなり得ないか検討しておく方法も考えられる。

（９）プロジェクト期間中に自主管理データの内容を変更する場合の対応

２－２－２（４）の検討と同様の理由により、プロジェクト参加者間にて、プロジェクト期間中に自主管理データの内容を変更する場合（自主管理データを非管理データに、又は非管理データを自主管理データに変更する場合を含む）の対応について、例えば（１）のデータマネジメント体制で所定の調整を行う等の取り決めをしておくことが重要である。

別添1. データマネジメントに係る基本的な方針（データ方針）の作成例

1. データ方針の作成について

委託者が提示するデータ方針は、個々のプロジェクトの目的、態様等に応じてその具体的な内容を決定する必要があるものであり、後記「2. データ方針の作成例」は、一例として示したものである。

2. データ方針の作成例

（委託者指定データを指定しない場合）

知財マネジメントに係る基本方針
（別紙）データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。なお、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（1）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（2）自主管理データ

「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）非管理データ

「非管理データ」とは、自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

（１）自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。

３．国と受託者とが約する事項

（１）データカタログに掲載する索引情報の報告

自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとする。

４．プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

（１）データマネジメントの体制の整備

本方針に従い、自主管理データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

（２）本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究開発データのうち、自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジ

エクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（４）本プロジェクト期間中又は本プロジェクトの成果の事業化ための研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に（１５）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取り組みとして、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

- （１）データの名称
- （２）データの説明
- （３）データ管理機関
- （４）データ管理機関コード
- （５）分類（自主管理データと記載）
- （６）メタデータのアクセス権
- （７）データのアクセス権
- （８）（秘匿する場合）秘匿理由
- （９）メタデータ掲載予定日
- （１０）データの取得方法又は収集方法
- （１１）データの分野
- （１２）データ種別

- (13) 概略データ量
- (14) データの利活用・提供方針
- (15) 円滑な提供に向けた取り組み
- (16) 公開予定日
- (17) リポジトリ情報
- (18) リポジトリ URL・DOI リンク
- (19) データ作成者（日本語欄）
- (20) データ作成者（英語欄）
- (21) データ作成者の e-Rad 研究者番号
- (22) データ管理者（日本語欄）
- (23) データ管理者（英語欄）
- (24) データ管理者の e-Rad 研究者番号
- (25) データ管理者の連絡先
- (26) 加工方針
- (27) 備考

（委託者指定データがある場合）

知財マネジメントに係る基本方針 （別紙） データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト申請者は、本方針に従い、プロジェクトの申請に際し、データマネジメント企画書を作成する。また、採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者は研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン 別冊 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（1）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理すべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

（３）自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（４）非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データ又は自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

（１）委託者指定データの内容

研究開発データの範囲：例）〇〇実証において撮像したデータ及び関連データ
備考：例）（本研究開発の目的と委託者指定データとの関係など）本プロジェクトの目的の一つとして、〇〇実証において撮像したデータ及び関連データを取得して基盤データベースを構築することが挙げられている。当該研究開発データについては国が取得を委託するものであるから、国に提供されるものとする。

（２）委託者指定データの想定利活用用途

例）〇〇探査や〇〇分析に関する研究開発に利活用可能と考えられる。

（３）委託者指定データの保存・提供方針

例１）プロジェクト終了後〇年間、国が保存し、その後公開する予定である。

例２）当該研究開発データについては、プロジェクト終了後速やかに、独立行政法人〇〇に保存・公開を委託予定である。

（４）自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。

３．国と受託者とが約する事項

（１）委託者指定データの提供について

受託者は、委託者指定データを、プロジェクト終了時に、２．（１）－（３）の記載に従い、指定された者に提供しなければならない。

（２）委託者指定データに係る権利の帰属等について

委託者指定データについては国が自由に利活用できるよう、国は、委託者指定データについての一切の権利を、受託者から譲り受けるものとする。また、委託者指定データについて、ノウハウの指定はしないものとする。

また、当該委託者指定データが創作性を有するデータベースである場合、受託者は、国及び第三者による実施について、当該データベースに係る著作権人格権は行使しないことを遵守する。

なお、委託者指定データその利活用を促進するため、国は、委託者指定データを受託者が自ら利活用することを妨げないものとする。

（３）秘密保持について

受託者は、受託者が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、国の承諾を得ない限り、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、受託者が、当該委託者指定データが次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

- 一 知り得た際、既に公知となっていたもの
- 二 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの
- 三 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

また、受託者は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、上述の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

（４）データカタログに掲載する索引情報の報告

受託者は、①委託者指定データ、②自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）を国に報告し、これを国が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとする。

４．プロジェクト申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

- (1) データの名称
- (2) データの説明
- (3) データ管理機関
- (4) データ管理機関コード
- (5) 分類（委託者指定データと記載）
- (6) メタデータのアクセス権
- (7) データのアクセス権
- (8) 秘匿理由
- (9) メタデータ掲載予定日
- (10) データの取得方法又は収集方法
- (11) データの分野
- (12) データ種別
- (13) 概略データ量
- (14) データの利活用・提供方針
- (15) 円滑な提供に向けた取り組み
- (16) 公開予定日
- (17) リポジトリ情報
- (18) リポジトリ URL・DOI リンク
- (19) データ作成者（日本語欄）
- (20) データ作成者（英語欄）
- (21) データ作成者の e-Rad 研究者番号
- (22) データ管理者（日本語欄）
- (23) データ管理者（英語欄）
- (24) データ管理者の e-Rad 研究者番号
- (25) データ管理者の連絡先
- (26) 加工方針
- (27) 備考

なお、2. (1)、(2) について申請時により適切な指定の方法があれば、データマネジメント企画書にて国に提案することができる。

5. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの実施体制の整備

本方針に従い、委託者指定データや自主管理データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

（２）本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究開発データのうち自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（４）本プロジェクト期間中又は本プロジェクトの成果の事業化ための研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

6. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

4. の（１）－（１３）と同様の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に4.（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取り組みとして、当該研究開発データと、プロジェ

クトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、データマネジメント企画書に2.(1)、(2)について申請時により適切な指定の方法を国に提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

なお、作成例では、「国」としているが、NEDO等の独立行政法人が研究開発の委託を行う場合は、NEDO等と置き換えることとする。

別添 2. データマネジメント企画書及びデータマネジメントプランの作成例

1. データマネジメント企画書及びデータマネジメントプランの作成について

研究開発の委託者が提示したデータ方針に従い、データマネジメント企画書に関してはプロジェクト申請時、データマネジメントプランについては特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約の締結）までに作成させるものであり、後記「2. データマネジメント企画書及びデータマネジメントプランの作成例」は、一例として示したものである。

2. データマネジメント企画書及びデータマネジメントプランの作成例

データマネジメント企画書／データマネジメントプラン

事業年度： 令和〇〇年度
 事業名： 〇〇研究開発事業
 作成・更新日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

データNo. 〇

データの名称	〇〇実証においてセンサより撮像したデータであり、道路の画像データ
データの説明	〇〇実証において撮像したデータ及び関連データ
データ管理機関	独立行政法人〇〇研究所
データ管理機関コード	1234567890
分類	自主管理データ
メタデータのアクセス権	公開
データのアクセス権	レベル3(PJ 参加者以外の第三者へも提供可能)
メタデータ掲載予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
秘匿理由	事業化に向けて市場の競争力を確保するため
メタデータ掲載予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
データの取得又は収集方法(※1)	プロジェクトにおいて、センサを用いて自ら取得する。
データの分野	情報学
データ種別	データセット
概略データ量	>100GB
データの利活用・提供方針(※2)	一定期間後に事業の実施上有益なものに対して有償又は無償で提供を開始。但しデータのクレジット標記を条件とする。なおサンプルデータを公開する。
円滑な提供に向けた取り組み	関連するプログラム制作者とセットでプロジェクト参加者以外の者へ無償又は有償で利用許諾できないか検討する。また、プロジェクト参加者以外の者への提供時期は、市場での競争力を鑑み、プロジェクト終了1年後を想定。
公開予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
リポジトリ情報(※1)	自社リポジトリ
リポジトリ URL・DOI リンク	https://doi.org/10.20676/00000390
データ作成者(日本語欄)	山田太郎; 鈴木花子; John Smith
データ作成者(英語欄)	Taro Yamada; Hanako Suzuki; John Smith

データ作成者の e-Rad 研究者番号	12345678; 23456789; 34567890
データ管理者 (日本語欄)	山田太郎
データ管理者 (英語欄)	Taro Yamada
データ管理者の e-Rad 研究者番号	12345678
データ管理者の連絡先	独立行政法人〇〇研究所 〇〇部門〇〇課 TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-Mail: 〇〇@〇〇〇〇
加工方針	ファイル形式: Excel メタデータ: 日付、気温、天候等。データカタログにも同様の事項を掲載。 その他: 最適なフォーマットは他のプロジェクト参加者と協議する。個人情報を含むデータは、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となることに留意する。
備考	(例えばサンプルデータやデータ提供サイトの URL を記載する)

※本作成例は、検討項目の一部の検討結果を反映した書面であり、作成に当たっては、ガイドライン本文を十分に参考されたい。

(※1) 委託者指定データに関してはより適切な指定の方法があれば記載する。

(※2) 例えば、①広範な提供・利活用、②プロジェクト参加者以外の第三者にも提供・利活用、③プロジェクト参加者間のみで共有・利活用、④自者のみで利活用が考えられる。

別添 3. 委託契約書の作成例

1. 委託契約書の作成について

研究開発の委託者が提示したデータ方針（特に 3.（1）－（3）の項目）に従い、委託契約書を作成する。後記「2. 委託契約書の作成例」は、一例として示したものである。

2. 委託契約書の作成例

（委託者指定データの提供）

第A条 乙は、甲が提示した知的財産マネジメントに係る基本方針に記載された委託者指定データを、当該基本方針で甲が指定した方法で、甲又は甲が指定した者に提供しなければならない。

（委託者指定データに係る権利の帰属等）

第B条 甲は、第〇〇条（産業技術力強化法第17条第1項に基づき約した条項）の規定にかかわらず、委託者指定データに係る一切の権利（なお、著作権の場合は著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）を、乙から譲り受けるものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、委託者指定データに係る著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該委託者指定データの著作者が乙以外の者であるときは、当該委託者指定データが著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 甲及び乙は、委託者指定データについて、第〇〇条に規定されたノウハウの指定はしないものとする。

4 甲は、委託者指定データを乙が自ら利活用することを妨げないものとする。

（委託者指定データの秘密保持）

第C条 乙は、甲の承諾を得ない限り、乙が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、甲が提示した知的財産マネジメントに係る基本方針で甲が指定した者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、乙が、委託者指定データが次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

一 知り得た際、既に公知となっていたもの

二 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの

三 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの

四 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

2 乙は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、前項の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

本ガイドラインについての問い合わせ先

経済産業省 イノベーション・環境局 研究開発課

電話：代表 03-3501-1511 内線 3391（研究開発課）